

橋本図書館グループ読書室貸出基準

1 利用内容

図書館の資料を利用した調べ学習か読書会でグループが使用するときや、主催行事などで市・教育委員会等の公共団体及び機関が使用するとき。

2 対象

次に掲げるいずれかの条件を満たすグループ等が使用することができる。

- (1) グループの代表及び構成員の3分の2以上が相模原市民であること。
- (2) 市・教育委員会等の公共団体及び機関。

3 利用できる日および時間

平日（火～金曜日）開館日のうち次の時間帯のいずれかとする。

午前9時30分～午後1時 午後1時～午後4時30分

なお、土曜日、日曜日、祝日は、社会人専用席としての利用を優先しているため、市・教育委員会等の公共団体及び機関が使用する場合を除き、グループ読書室の貸出は行わない。

4 利用条件

- (1) 利用人数は8人以上とする。
- (2) 利用回数は1か月あたり5回を限度とする。
- (3) 代表者が相模原市発行の貸出券を有していること。

5 利用申請

- (1) 利用申請の受付は、利用しようとする日の属する前月初日から利用日前日までの開館日とする。
- (2) 利用申請は、利用するグループの代表が貸出券を提示し、橋本図書館登録カウンターにおいて所定の用紙により行うものとする。
- (3) 利用申請の受付は先着順に行うが、受付開始日時に複数のグループの申し込みがあった場合は、くじ引きで受付順を決めた上で受付する。
- (4) 市・教育委員会等の公共団体及び機関が利用するときは、(1) の申請日以前に申請することができる。
- (5) 利用承認後、申請の取消または変更があった場合は、速やかに橋本図書館に連絡すること。

6 利用の制限

次に掲げる事項に該当するときは利用することができず、利用承認後であっても、橋本図書館長がこれらの事項に該当すると認めるときは、承認を取り消し、または、

利用を停止するものとする。この場合、利用者は承認の取消または利用の停止によって生じた損害を橋本図書館に請求することはできない。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 政治的活動を目的とするもの。
- (3) 宗教的活動を目的とするもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) 施設及び設備をき損する恐れのあるもの。
- (6) その他施設管理上図書館長が不適當と認めたもの。

附 則

この基準は平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

相模原市立橋本図書館「グループ読書室」のご案内

利用できるグループ	図書館資料を利用して調べ学習・読書会を行うグループ等（8人以上の利用に限ります）。
利用できる日と時間	平日（祝日を除く火～金曜日）の開館日 ①午前9時30分～午後1時まで ②午後1時～午後4時30分まで
席数	16席（4テーブル×4席）
利用申請	「グループ読書室利用申請書」に記入して橋本図書館登録カウンターで申請してください。 ※代表者の方の貸出券が必要となります。

----- きりとり -----

グループ読書室利用申請書

受付 _____

①利用日	平成 年 月 日 ()			①	・	②
目的						
利用人数	人 (うち相模原市民の方 人)					
グループ等の名前						
代表者名						
貸出券の番号		電話番号				

※ 図 書 館 処 理 欄

館長	担当課長	担当	合議	承認日	受付日
				/ /	/ /